

平成30年8月9日

午後1時30分開会

1 議事日程

第1 会議録署名議員の指名

7番 藤川 博和 君

13番 岩田 重成 君

第2 諸報告

1 諸般の報告

2 行政報告

第3 報告第4号 専決処分の報告について

第4 報告第5号 専決処分の報告について

第5 議案第44号 工事請負変更契約の締結について

第6 議案第45号 工事請負変更契約の締結について

第7 議案第46号 工事請負契約の締結について

第8 陳情第2号 国道443号線妙見坂トンネルについて

2 出席議員は次のとおりである（14人）

1番 清水 聖 君 2番 森田 優二 君

3番 岩永 宏介 君 4番 中城 峯雄 君

5番 福永 啓 君 6番 田上 忍 君

7番 藤川 博和 君 8番 池田 浩二 君

9番 塚本 勝紀 君 10番 田中 隆敏 君

11番 沖 徹信 君 12番 井本 昭光 君

13番 岩田 重成 君 14番 田端 幸治 君

3 欠席議員

なし

4 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（1名）

事務局長 福本 悟 君

5 説明のため出席した者の職氏名（17名）

町 長	藤木 正幸 君	副 町 長	本田 安洋 君
教 育 長	本田 恵典 君	総 務 課 長	吉本 敏治 君
企画財政課長	坂本 幸喜 君	税 務 課 長	上村 欣也 君
町民保険課長	宮崎 尚文 君	こども未来課長	田中 智徳 君
福 祉 課 長	西橋 静香 君	健康づくり支援課長	本田 太志 君
農業振興課長	藤野 浩之 君	商工観光課長	作田 豊明 君
建 設 課 長	野口 壮一 君	学校教育課長	坂本 朋子 君
社会教育課長	宮川 一幸 君	環境保全課長	緒方良成 君
会 計 管 理 者	福田 敏江 君		

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時30分 開 会

○議長（田端幸治君） ただ今から、平成30年度第5回御船町議会定例会8月会議を再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田端幸治君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番、藤川博和君、13番、岩田重成君を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 諸報告

○議長（田端幸治君） 日程第2、「諸報告」を行います。

諸般の報告を行います。

初めに要望活動について報告します。

7月12日に開催しました第8回全員協議会において承認されました熊本地震による復

旧・復興に係る経費に対する継続的な財政支援を含む3項目について、熊本県選出国會議員に対しての要望活動を行いました。また、7月23日には平成28年熊本地震及び豪雨災害による農業用水路における復旧工事を含む3項目について、熊本県に対しての要望活動を行いました。今後も引き続き国及び熊本県への要望活動を行っていきます。

それでは、休会中における諸般の報告をいたします。

議会運営委員会を7月30日に開催し、各種案件、定例会8月会議の進行等について協議を行いました。第5回御船町議会定例会8月会議の議事日程は、8月9日の1日間と決定をしました。議会全員協議会を8月6日に開催し、それぞれの議案について協議を行いました。

次に、九州中央自動車道建設促進沿線議会協議会について報告します。8月1日から同月3日にかけて国土交通省九州地方整備局をはじめ、地元選出国會議員事務所など早期完成を求めるなどの提言活動を行いました。

次に、視察受け入れについて報告をします。7月24日に福岡県上毛町議会の研修を受け入れ、災害発生時における議会の対応についての意見交換を行いました。8月7日には静岡県伊豆の国市議会また同日の午後には愛媛県愛南町議会の研修を受け入れ、議会活性化を始めとして、災害発生時における議会の対応や文化財の保存、活用について意見交換を行いました。

次に、熊本県町村議会議長会関係について報告します。8月6日に平成30年度町村議会正副議長研修会が熊本市において開催され、講師として同志社大学大学院総合政策科学研究科教授、新川達郎氏から「災害時の議會議員の役割」と題して、議会と災害、災害大日本議会の災害対応、議会に役割はあるか、議会の業務継続計画及び復旧・復興における議会の役割について講演がありました。結びとして、これからの議会の災害対策のための議会停止への対応や災害対策本部における議会の位置付けなど、大変有意義な研修となりました。

次に、一部事務組合議会関係について報告します。上益城広域連合例月現金出納検査及び上益城消防組合議会定例議会がそれぞれ開催をされました。

その他の内容につきましては、議席に配布した資料のとおりであります。

次に、地方自治法第235条2第3項の規定による例月現金出納検査6月分の結果報告は配布しております報告書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、行政報告を行います。

○町長（藤木正幸君） 行政報告を行います。

まず、総務課について報告します。

平成30年7月豪雨の被災自治体に対して、熊本地震の経験を伝え生かすために職員の派遣を実施しています。現在の派遣状況は、愛媛県宇和島市へ熊本県派遣団の第一陣として7月22日から7月29日まで1名、同じく第三陣として8月5日から8月12日まで1名を派遣しています。また、御船町の独自派遣として、広島県呉市に8月5日から8月12日まで2名を派遣しています。いずれも被災地における被害家屋認定調査業務に従事しています。被災した皆様の一日も早い生活再建に少しでもお役に立てたら幸いです。

次に、福祉課について報告します。

今年は全国的に猛暑日が続き、熱中症の危険性が高まっています。地域ささえ合いセンターでは7月から仮設住宅で生活を続けている方々への週2回の見守り、声かけを強化しています。また、福祉課、健康づくり支援課、総務課と連携し、小まめな水分摂取と室内での冷房使用等、熱中症対策について広報車で町内を巡回し周知を行いました。

次に、健康づくり支援課について報告します。

7月1日から15日まで実施しました平成30年度御船町健康診査に2,111名の受診者がありました。健診結果については、7月31日から順次保健センター、各公民館分館及び上野保育園多目的ホールに出向き説明会を行っています。なお、未受診者を対象に11月にも健診を行う予定です。

8月2日及び3日に、子どもクッキング教室を開催しました。両日とも定員いっぱいの25名の参加で、御船町食生活改善推進委員の指導のもと、楽しく真剣に料理に取り組んでいました。

次に、農業振興課について報告します。

平成30年6月19日から7月7日までの梅雨前線豪雨及び落雷被害状況について報告します。農地8カ所970万円、農業用施設8カ所1,330万円の合計16カ所、2,300万円の被害報告がありました。現在、現地調査を完了し、被災査定の準備を進めています。

次に、8月3日に熊本県天君農地防災ダム管理協議会を開催しました。協議会では平成29年度の天君ダム管理費の決算及び、平成30年度の予算について説明を行い、梅雨期に

おける天君ダムの運用について報告を行いました。これからも、ダムの管理については関係法令及び天君ダムの操作規程に基づき適正な運用を行っていきます。

次に、商工観光課について報告します。

8月12日に、『『これまでも、これからも一致団結』～知ろう、語ろう、かっぱ伝説～』をテーマとして、第45回御船があーっぱ祭りを開催します。ステージイベントでは、初の試みとして父ちゃんたちの100人コーラス等、さまざまな企画を予定しています。各関係機関と協議しながら、万全な安全管理体制のもと祭りが開催できるよう、準備を進めているところです。

次に、建設課について報告します。

7月13日に宇城市復興住宅内覧会が開催され、御船町から災害公営住宅整備事業者選定委員3名と町職員3名で視察しました。宇城市においては土地建物提案型による買取方式を採用しており、鉄骨造2階建て2棟10戸を10カ月で整備されています。敷地内には災害対策としてかまどベンチやトイレとして活用できるマンホールベンチ等、さまざまな工夫が施されており、選定時の参考となりました。

また、一丁目（Ⅱ期）地区災害公営住宅整備について報告します。8月3日から事業者募集を開始しました。内容は鉄骨造2階建て共同住宅で、2LDK16戸、3LDK4戸の合計20戸です。事業スケジュールは提案書提出期限が9月20日、選定事業者の決定を9月28日に行う予定です。その後10月に基本協定を締結し、3月に譲渡契約に係る財産取得議案を上程する予定です。住宅等の引渡しは平成31年10月下旬を予定しています。

次に、学校教育課について報告します。

7月21日から町内の各小中学校は夏休みに入りました。子どもたちは友達と遊んだりプールで泳いだり、楽しい夏休みを過ごしています。7月25日にスポーツセンターのプールにおいて学童水泳記録会が開催されました。快適な環境の中、新記録を出した児童もあり、子どもたちは生き生きと泳いでいました。今年の2学期は8月30日から始まる予定です。夏休み期間中、子どもたちが事故もなく元気に過ごせるよう願っています。

次に、社会教育課について報告します。

7月14日から恐竜博物館開館20周年記念特別展「ティラノサウルス～進化の謎に迫る～」を開催しており、7月23日に特別展来場者1万人記念セレモニーを行いました。1万人目となられたのは埼玉県から祖父母宅に帰省中の小学1年生で、記念グッズを贈呈しま

した。また、8月3日には開館以来来館者が100万人となり、兵庫県から来館された小学5年生に記念グッズの贈呈を行いました。

次に、今年で24回目となる子ども英語劇は、8月25日の公演に向け46人の子どもたちが練習に励んでいます。カルチャーセンターホールで開催しますので、たくさんの方々の御来場をお待ちしています。

第68回上益城郡民体育祭が7月7日から8日にかけて、山都町を主会場として開催されました。屋外競技につきましては、雨天により7月14日から15日に順延となり、総合成績は昨年度に続き準優勝でした。

以上で、行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 報告第4号 専決処分の報告について

○議長（田端幸治君） 日程第3、報告第4号、「専決処分の報告について」の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 報告第4号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定に基づく工事請負変更契約の締結について、別紙のとおり専決処分を行ったので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。御専第8号、工事請負変更契約の締結について。

○総務課長（吉本敏治君） それでは、議案書の3ページを御覧いただきたいと思います。

報告第4号、御専第8号、工事請負変更契約の締結についてであります。

まず、工事名です。災害関連地域防災がけ崩れ対策高木⑥工事であります。

変更内容につきましては、鉄筋挿入等におきまして、掘削部の土質の粘着力が大きかったため、当初設計のボーリング機械では施工できなかったため、それに適合するボーリング機械へ変更したことによる増額となります。

工事場所につきましては、大字高木地内。

当初契約額が4,298万4,000円、変更契約額が383万9,070円の増額となります。最終契約額が4,682万3,070円です。

契約の相手方につきましては、株式会社吉本組であります。

○議長（田端幸治君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

以上で、本件の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 報告第5号 専決処分の報告について

○議長（田端幸治君） 日程第4、報告第5号、「専決処分の報告について」の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 報告第5号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定に基づく工事請負変更契約の締結について、別紙のとおり専決処分を行ったので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。御専第9号、工事請負変更契約の締結について。

○総務課長（吉本敏治君） それでは、報告第5号、御専第9号について説明をいたします。これも、工事請負変更契約の締結についてであります。

工事名ですが、普通河川五ヶ瀬川②河川災害復旧工事であります。

変更内容につきましては、まず、間接費につきましては、地域外からの労働者確保のための宿泊及び交通費に伴う増額となります。もう1つは、ブロック積基礎工事につきまして、現場が岩盤であったことによる岩着基礎への変更の伴う、これは減額であります。

次に、工事場所は大字水越地内となります。

当初契約額が1億702万8,000円、変更契約額が147万3,516円の増額となります。最終契約額が1億850万1,516円であります。

相手方につきましては、有限会社井本土木建設、施工中であります。

○議長（田端幸治君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありますか。

○6番（田上 忍君） この変更契約額については増額と減額を差し引きにおきまして出てきたと思うんですが、この間接費の増額分は幾らですか。

○建設課長（野口壮一君） 増額分については、遠隔地からの労働者の確保のための費用になります。増額分が経費まで入れて307万3,000円になります。

○6番（田上 忍君）　こういう契約のやり方とはよくわからないんですけども、地域外からの労働者確保ということですが、まずこの地域外というのはどこを指しているのですか。

○建設課長（野口壮一君）　この件につきましては、熊本地震による災害関連工事で、いわゆる労働者の不足を解消するというので、現場から距離的に30キロ以上を要するところから現場に来ていただく方々に対する、その分の費用ということになります。

○6番（田上 忍君）　またこれについて、最初からそうやって地域外から来られるときには増額していいからと、そうなっているのですか、規則で。

○建設課長（野口壮一君）　今回の熊本地震においての工事になります。平成28年10月3日以降に入札をした工事について適用されるということで、これは県からの指示になっております。

○議長（田端幸治君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君）　質疑なしと認めます。

以上で、本件の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第44号 工事請負変更契約の締結について

○議長（田端幸治君）　日程第5、議案第44号、「工事請負変更契約の締結について」の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君）　議案第44号、工事請負変更契約の締結について。災害関連地域防災がけ崩れ対策小坂2工事について、次のとおり変更請負契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君）　では、6ページとなります。議案第44号について、少し説明をいたします。

まず、工事名ですが、災害関連地域防災がけ崩れ対策小坂②工事であります。

変更契約の変更の内容です。1つ目に、鉄筋挿入工におきまして、鉄筋挿入延長7メートルを407本で計画をしておりました。一部施工範囲におきまして家屋が接近していたことによりまして、その部分についての施工困難と判断をいたしましたところであります。そ

れによりまして、当該範囲の周辺部につきまして、その補強をするために鉄筋挿入工、長さ10メートル、これを107本に変更することとしたことによる増額となります。

2つ目に、共通仮設費の復興係数の引き上げ対象工事であったため、復興係数を1.1から1.4へ変更することによる増額となったことによるものです。

工事場所につきましては、小坂地内です。

当初契約額が1億162万6,920円です。変更契約額が1,054万5,822円の増額となります。最終的な契約額が1億1,217万2,742円となります。

契約の相手方につきましては、株式会社東生企業であります。

○議長（田端幸治君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありますか。

○6番（田上 忍君） これについても、それぞれの増額の金額を教えてください。

○建設課長（野口壮一君） 最初の（1）の107本を鉄筋挿入の10メートルに替えた分です。

これが540万円。それから、共通仮設費の復興係数の見直しにより増額が280万円ということになっています。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありますか。

○6番（田上 忍君） 今のを2つ足したら、この金額になりますか。

○建設課長（野口壮一君） この議案については、この理由を、主たる変更の多いものを掲げております。あと小さいもので、植生の吹き付けの・・・工が増額とか172万3,000円、それから工事用道路の地盤が悪かったということで、天端の識別について、62万2,000円を、後で見えております。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第44号、「工事請負変更契約の締結について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第45号 工事請負変更契約の締結について

○議長（田端幸治君） 日程第6、議案第45号、「工事請負変更契約の締結について」の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第45号、工事請負変更契約の締結について。中原団地地区宅地耐震化推進滑動崩落対策施設（その2）工事について、次のとおり変更請負契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君） それでは、議案書の7ページになります。議案第45号について、少し説明をいたします。内容についての説明を行います。

まず、工事名です。中原団地地区宅地耐震化推進滑動崩落対策施設（その2）工事があります。

変更の内容につきまして3つそこに掲載していますが、まず法面掘削時に上段の法面から湧水があり、法面崩壊が複数発生したため、その対策として排水ドレーンを配置し、排水対策を講じたことによる増額。2つ目に、アンカー工の基本試験を実施しましたところ、計画していた周辺摩擦値に達しなかったため、アンカー長を延長したことによる増額であります。次に、当初団地下段民地側から施工を計画しておりました。しかし、現地再確認の結果、法面に複数のひび割れや湧水が確認をされました。このことにより二次災害の危険性が高まったため、上段から施工するということに変更をしました。それに伴いまして、熊本地震により解体されるということにしておりました町営住宅2棟を解体し、作業ヤードを確保するというに伴います増額となります。

工事場所については、辺田見地内。

当初契約額が1億4,430万9,600円。変更契約額が1,820万130円の増額となります。最終契約額が1億6,250万9,730円であります。

契約の相手方につきましては、やすらぎ・明和復旧・復興建設工事共同企業体であります。

○議長（田端幸治君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（中城峯雄君） 先月現場を見にいきましたけれども、上段部からの湧水があったり、2棟の住宅の先行解体をされたり、また何か電柱の移設に手間取ったりと、暑い中随分作業員の皆さんも苦勞されております。私が見たところ、まだ多くの工程が残っておりますけれども、12月末ですか、工期の。現在の進捗状況はどれぐらいでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 現在の進捗については、現場が40%ということになっております。

○4番（中城峯雄君） この法面の工事が終わらないと、入居はまだ見送りということですが、今のスケジュールでは11月に避難指示を解除して、12月に入居予定ということでしたね。これに間に合うように今進めておられるところと思いますけれども、そこら辺の、どうでしょうか今の見通しは。

○建設課長（野口壮一君） 毎月工程の定例会議を、月に2回行っております。近々の定例会議の中でも、今回こういう排水のドレーン工事とか、アンカー長の変更とかあっております。その中でもう1回最新の工程表を引き直していただいております。

それをもって、今のところ10月29日まで工期内に仕上げますということで、この猛暑の中でも休み時間をあんまり取らない中で頑張っておこなって工期内に仕上げますということで今対応していただいております。

○4番（中城峯雄君） 本当、現場に行ってみるとこの暑さの中で、私はちょこっと行って見たばかりですけども、身にしみました。この暑さと難工事がですね。はい、そういう状況でやっています。

ただ、私は中原団地の方の数名の方が12月から入れるだろうということで、心待ちにはされておりますので、もし遅れるようでしたら、あまりこういう状況ですから、お盆休みもあるし、事故がないようにより対応していただかなければいかんのですけれども、もし遅れるようなことであれば早目にまた注視方お願いしたいということです。

○6番（田上 忍君） では、これについても、それぞれの金額を教えてくださいいいですか。

○建設課長（野口壮一君） まず、排水ドレーンの配置ということで、この増額分が360万円です。それから、アンカー長の長さを延長したことによる増額が340万円、それから中原団地の町営住宅2棟4世帯を解体した増額分が740万円です。これもさっきのものと同じように、主たるものを書いております。そのほかにも側溝敷設の、側溝を流用するように

していたんですけど、撤去後にこの流用が不可能ということで判断しまして、160万円の追加、それから同じく今のように、現場が湧水がひどくて、トラックの工事用道路に敷き鉄管を見ております。これが40万円。それから、下の家屋が3軒ありますが、隣接している家屋について家屋調査をしています。これが180万円。合わせて1,820万円の増額ということになっております。

○6番(田上 忍君) この中で、解体が2棟あったということですが、この解体のときの理由で、最初は民地側から施工を計画していたと書いてありました。これは最初この計画をされたのは、この業者ですか。

○建設課長(野口壮一君) 施工業者ではなくて、この設計をした業者で下のほうから大きい機械を据えて法面を形成していくということだったんですけど、この理由に掲げてあるとおり、再確認の結果法面にひび割れ湧水があったということで、上部のほうからの施工しできないという判断で、今回の解体ということになった次第であります。

○6番(田上 忍君) これについては、大きな機械を入れなきゃいけないと。もともとこの湧水とかそういうのは関係なくて、大きな機械が入らなかったんじゃないのですか。その辺はどう思いますか。

○建設課長(野口壮一君) 下のほうに家屋が隣接しているわけですが、仮設道を造って、この機械を入れるという当初の計画になっておりました。

○6番(田上 忍君) 最初はその大型機械も入るという見込みだったということではいいですか。

○建設課長(野口壮一君) この仮設道を通して、この仮設道というのはこの法面を形成するときに、土砂を搬出しなければならぬものですので、トラックも通りますし、重機は1回入れたら、崩したものを積み上げながら登っていくというような計画でありました。ですから、この工事用でもこっちも通るとか、そういうことではありません。

○6番(田上 忍君) わかりました。

あと、今回2棟解体されたわけですが、残りの中原団地の解体計画はどうなっているんですか。

○建設課長(野口壮一君) 中原団地で今回熊本地震で被災を受けて解体予定が27戸予定をしております。あとの残り分については、平成30年度中での解体の工事発注ということで計画をしております。

○6番（田上 忍君） 残り全部平成30年度中ですか。予算、それは取れたんですかね。

○建設課長（野口壮一君） 平成30年度の予算の中で予算を取っております。

○6番（田上 忍君） 全部が平成30年度予算ですか。

○建設課長（野口壮一君） 平成29年度の繰り越しは、中原以外の老朽化した住宅関係だったと思います。私が記憶にあるのでは、平成30年度の予算での解体予算になっていたと思います。

○6番（田上 忍君） 企画財政課長、そうでしたかね。違ったように思うんですが。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

まず、今建設課長が言われたように、平成29年度から平成30年度への予算に対しての明許繰越で解体を計上しています。平成30年度予算の中で、私の覚えている中では、残りの25戸の中原団地のうち幾つかは多分まだ残っている感じだったと思います。全部がそうじゃなかったという認識はあります。

○6番（田上 忍君） たしか、はっきり覚えていませんが、平成29年度での予算で何棟かやって、そして平成30年度で何棟かやって、あとたしか残るはずだったんですよ。今年度はできないということで説明を受けたと思うんですけれども。ということは、それはなくして、全部今年やると、平成30年度でやるということでもいいんですか。

○建設課長（野口壮一君） 一応、平成30年度内で解体を予定ということでお答えしたいと思います。

○6番（田上 忍君） では、その解体は完了予定はいつですか。

○建設課長（野口壮一君） 平成30年度内で解体を、以上です。

○6番（田上 忍君） 全体的な計画として、11月に入居を開始すると。ということは、その入居と関係なく、入居した後でも解体はやるということで、いいんですね。

○建設課長（野口壮一君） 中原団地に帰って来られる方々に一人ずつ職員から電話で連絡をしていく中でも、入居がされても、そういう解体工事とか、県の入って右側のほうの急傾斜工事、一部の工事も、あってますということは事前に帰ってこられる方々には電話を通じて、その辺も一緒にお知らせをしております。

○6番（田上 忍君） ということは、11月から入居が順次開始されていって、そして片や解体は平成30年度内ということは、要は来年3月31日までかかるかもしれないということですね。ということは、そこに皆さんが帰って行って、もう子どもたちは通学していくと思

います。そして、そうやってたくさんの工事の車がたくさん入ってくると。これは通学路としてどうなんですか。その辺の安全面は、教育長はどう考えられますか。

○教育長（本田恵典君） どの段階でどうかということは確認しなければなりませんので、まず工事の進捗状況を見て確認をしたいと思います。

○6番（田上 忍君） それでは、まず中原団地について、今度は皆さんが戻って、通学路として中原団地から学校まで通うんですけど、今後も子どもたちはあそこから歩いていくということで考えてよろしいんですね。

○教育長（本田恵典君） 今も申し上げましたけれども、工事の進捗状況を見ながら、それから工事の後、そこがどうなっているのかということについても、しっかり確認をしての登校になるという考えです。

○6番（田上 忍君） では、もう1回確認します。登校するという事は、中原団地から信号を渡ってトンネルを潜って学校へ通うということによろしいですね。それが通学路と。

○教育長（本田恵典君） 従来の通学路のとおりであると思っております。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○11番（沖 徹信君） 変更契約は、ひがみにという失礼になるかもしれませんが、非常に多いと思いますけれども。大小幾つの工事があつて、幾つが契約の中で増減の変更契約をなさったんですか。

○建設課長（野口壮一君） 今まで熊本地震災害で発注しました件数が、トータルが480件ほどあります。そのほかにすみません同額の満たしている件数というのを、今ここに資料を持ってきておりません。大半は設計変更の対象にはなっているかと思います。

○11番（沖 徹信君） 大抵の場合は1割程度のものなんですよ。それを何本、自分たちが入札に付しているわけですよ。そういう中で、変更契約したのが何本あるぐらいは、そのぐらいの資料はそろえてってくださいよ。話になりませんよ。

ならば、増額の変更分で、増額になった分の金額は幾らになりますか。トータル。

○建設課長（野口壮一君） すみません、今手元にありませんので、調べて報告をさせていただきます。

○11番（沖 徹信君） 何で質問することのすべてで、手元にないんですかね。それだけの準備がないということですか。変更契約を何割して、幾らぐらいの変更契約で工事費が増えたとか、把握していて当然ですよ。それだったらそれだけ設計に出したりしている設計の

甘さがあるわけですよ。違いますか。そして、簡単に変更契約に応じているわけでしょう。そんなことをやっていると、財政がもつんですか。

○建設課長（野口壮一君） 先ほどの件数それから額については、後で御報告をさせていただきますと思います。

設計変更の国が出しているガイドラインというのがあります。この中でも、発注者と協議を行わず、発注者が独自にしたような施工、それから正式な書面によらない事項、それから施工を承認しただけのものです。それから当初の設計書に従って施工しても支障がないというものを判断して、そういうものについては、この国が出している設計変更のガイドラインの中には設計変更はしちゃだめだよということで書いてあります。

私たちも、この国が出しているガイドラインをもとに設計変更に対応しているという現状にあります。

業者の都合により言ってきた変更というのは認めていないということで、今対応をしております。

○11番（沖 徹信君） 課長がそこまで言われるなら、工期が終わってからの変更契約というのはどういうことなんですか。陣のあそこの何はもう終わっていたんでしょう、工事は。その後に変更契約でしょう。それはどう説明されますか。

○建設課長（野口壮一君） 7月議会でも、現場の方が早く終わっていて、変更を出すタイミングが遅かったというのは、私のほうから指導をしましたので十分反省をしております。今後こういうことがいろいろな形で対応をしていきたいと思っております。

○11番（沖 徹信君） それはこの前の副町長の、今度からはそういうことがないようにしますということを言われました。そしてまた同じことが出よるじゃないね。

そういう中で設計の、ならば設計業者、設計事務所、そこ等に自分たちの設計のミスを確認したなら、幾らかの金を出させるというか、そこら辺はあるんですか、ないんですか。

○建設課長（野口壮一君） 設計の中で、本当に設計が設計ミスというものがあれば、それはもう責任を持って最後まで施工ができる可能になるような設計を、それは最後まで設計をしていただくというのが、その設計業者についても私たちも指示をしていくところもあります。

今回の、7月議会でも、少し私も答弁させてもらった中に、今回400、500件近い工事発注の中において、やはり平面図、それから横断図、それからピンポイントのボーリング

データ等を用いたところでの、あくまでも想定の中での設計というのも多々あります。いわゆる土の中ですけど、見えないところあたりはやはり施工してみないと中の状態というのがなかなかつかめないというのがあると思います。その辺の変更で増額が多くなっているというのは事実になっております。

○11番（沖 徹信君） この前、中城議員からもありましたように、契約総務的な何が出てくるという感じのことだった。そういうことは今の何じゃないということですね、もう。一見こういうことだったから、今まで7メートルの杭でよかったのが、10メートルにせなにごとなったと。それなら変更で、ということでしょう。そこのミスというのは、どこにあるんですか。それは設計でしょう。1つの業者に対して設計の割合というとは高いんじゃないんですか、設計料。設計料は高く取って、自分たちのミスは棚に上げて、変更して、またやると。それをはいはいと、受けるほうも受けるほう。

○副町長（本田安洋君） 私からちょっと一部答えたいと思います。

この前から申し上げておりますように、以前は災害の前はこういうことはあまり起こらなかったと思います。ただ、今回の場合、やっぱり地震によってかなり私たちが想像もしなかった件数、これが発生したということで、そのときやっぱり予算を取るためにある程度、概算というとおかしゅうございますけれども、やっぱり設計士としても何といたしますか、ざっとするとおかしいですけれども、大体このくらいだろうという形の中で私は金額を出されたと思います。そういう中で、工事決定をして、初めてこういう金額が出てきた。そしてまた、状況が変わることによって、やっぱりよそから応援を頼まなければならない。それからまた、物価が上がってきたと、そういう形の中で、県としても、やっぱりそこら辺は努力をしてくださいよ。それでないとこれは復旧が終わらないですよということで、やっぱりよその外部の人たちもどんどん入れてくださいと、そういう形になって、金額が上がってきたような感じがいたします。

特に、この前の陣の場合は終わった工事でもございましたから、私たちはお詫びを申し上げました。今回の場合は、まだ継続中で、これからまだする仕事で終わったわけではございません、この増額問題。この2本か3本出ていますけれど。だから、それは私がこの前お詫びを申し上げましたように、今回からはもうそういうことはありませんよということで、早目にこれを出したということで御理解いただきたいと思います。

○11番（沖 徹信君） まあ仮設計、本設計という形と思いますが、本設計は自信を持って設

計会社がしたわけでしょう。それに対して工事するんでしょ、入札して取ってやりますと。だから、物価が上がりましたから上げてくださいと、これはとんでもないことではないんですか。一番から工期は決まっているんですよ。工期には私はこの金額で取りますと。今の何は99.何%で、大体100%近い入札でしょう。これが災害でないなら、低いときには80%台で工事は取りよらしたと思うんですよ。それは、その工事で損したということもあるかもしれませんよ。しかし、変更はあまりなかったと思いますよ。災害が災害がと、そがんことを言いよるなら、どれだけ金があったっちゃ足りないですよ。金がない金がないと言いよる中で。そこら辺の設計の甘さというのは指摘されないんですか。

○副町長（本田安洋君） 設計の甘さというのは、それはあまりないと私は信じますけれども。やはり工事を始めてみて、初めて地盤の軟わさとか、あるいはもう少し補強してくださいとか、いろんなそこら辺の設計変更も出てくるんじゃないかと思います。

また、こういう大きい工事の場合は、以前もう1年半ぐらい前、大抵契約をして、そして工期を延ばしてきたと思います。そういう中で、物価が上がってきましたし、労賃も上がってきた。人数が足りない。そういう形で、私は県としても、あるいは国としても、それだけはみてやりましようよと。それで上げてくださいよということで認められたものと思っております。

○11番（沖 徹信君） それでは、工期を延ばされたのは行政の立場からですか、業者の立場からですか。工期が延びたということは。

○副町長（本田安洋君） それは、工期が延びたということは、やはり両方あると思います。やっぱりそれだけ終わらなければならないという形の中で、一応決めはしました。しかしやっぱりどうしても、工事量の問題とか、1業者に対する工事量です、それもあつたし、どうしても何と申しますか、事故繰越あるいはまた明許繰越、そういうのも、法的にも認められているのだったら、その範囲内でこちらの行政としても認めてきたということでございます。

○11番（沖 徹信君） 私は違うと思うんです。それは業者の都合ですよ。工期を延ばしてくれと、それは自分の会社の規模以上に工事を取るから、一番からもう工事は終わらない。業者の方が、「今は工期はあつてなかごたるもんね」と、「それでないと工期には終わらん」と、こぎゃん思うとなはると思うんですよ。それが一番から工期をうたつてないならいいですよ。入札それを決めて、工期はいつまでにと、ほとんどの工期が延びているじ

やないですか。そこら辺は、私は業者の都合により延びていると思いますよ。だから、上げる、増額補正する必要はないと、私は思いますけれどね。

建設課長、どうですか。

○建設課長（野口壮一君） 工期の問題については、ここも本来であったら、中原団地についてのこういう排水ドレーンとか追加工事が出ていますので、これは国や県あたりの指導から、こういうものが出た場合には工期を見なさいということで、その部分に係る分は延ばして上げなさいというものの指導は来ております。あとは、受注本数が多くて業者も工期変更をかけているというのも、これも事実であると思います。

あと、総額分に対する見る、見ないという問題について、これはいわゆる建設業法の中に19条の3というのがあります。これは、民間工事それから公共工事問わず、いわゆる設計協議の中で、変更協議の中で必要と認めたものについては、各受注者に払いなさいという規定があります。この指導は国土交通省から出している『受・発注間における建設業法令遵守ガイドライン』というのがあります。ですので、この建設業法でうたってある以上、真にやむを得ない、いわゆる設計業務費として認められたものは業者に払っていかなければならないということになります。

○11番（沖 徹信君） 工期延長がそこ1カ月というなら話はわかるですよ。半年ぐらい延びるでしょう。半年ぐらい。ないですか、そんなに延びているのは。少しの水が出てきたり何したり、それをするのに半年延ばすんですか。工事変更が出たから10日なり1カ月ぐらい延びるといふなら話はわかるばってん、そのために半年も延びる。それだけ半年も延ばす必要があるんですか。

○副町長（本田安洋君） 実は、沖議員に私は反対に質問したいと思います。どうすればいいでしょうか。今の水増しの工事をスムーズに、工期も全然延ばさんでやるためにはどうすればいいんでしょうか。教えてください。

○11番（沖 徹信君） 一番最初は、地元の業者、そういう形で大抵やってこられたと思います。それで、十分だったと思います。地元の業者が取りきらんなら、町外からでも何でも入れて。今町外というのは少ないでしょう。五和とか、まあ2～3件でしょう。そこら辺をして、一番から工期を長く取るとかです。一番最初は、繰越すとわかっとなるけん、3月に入札して、3月31日までと。そしたら半年以上の工期延長でしょう。そうじゃなくて、一番から半年先のところで入札してやるというか、もう今の御船町の業者でしきらんなら

ば、広域から仕事を取ってもらってでも、私はやっていくのが筋だと思いますけれどもね。

○副町長（本田安洋君） おっしゃるとおりだと思います。ただ、今私が指名委員長をしておりますので申し上げますけれども、やっぱり私たちが今一番ジレンマに立っているのは、果たして今建設業者の人を御船町からはねて、そしてよその人を入れたとき、そのときに果たして取る人がおるかということが一番心配なんです。果たして取らなかったときは、「もうあたどんがよそに頼んだのでうちはせんばいた」と、そういうことを必ずおっしゃると思います。だから、その前にどうですかと、もうでけんならば今度はやるけん、よそにやりますけんということで、私たちは、そこは常に業界として話をしながら、金額ではないんですよ。入札に参加できますかということを経えず話しているんですよ。それで、それを一番から御船がよそに、今日からこれを農災なら農災やりますと。そうやってよその人が取らなかった場合、ずっとそれが取れなかったとき、果たしてどうなるか。私たちは、予算の問題がありますし、早く復興しなければならぬ問題もだんだん遅れていると。そういう私は今一番ジレンマに立っているんですよ。だから、そこあたりは御理解いただいて、やはり業者の言いなりに私たちはなっているつもりでは全然ございません。それは、やっぱり絶えず協調しながら、できれば地元にとって、そしてスムーズにやっていただきたいというのが私たちの意見であって、業者にそういう言いなりになっているとか何とかということはないということをはっきり申し上げておきたいと思います。

○11番（沖 徹信君） 私が言いたいのは、町内だけにくれという意味ではないですよ。町内も含めて、おたくの会社が抱えとんなはるなら、仕事ができなはらんならば、ほかのところででもしてくださいと。おたくが取るなら、しきらんならば下請にでもやって、ちゃんと入札するときには聞かにゃん。工期内には終わってくださいと。そこははじめだと思えますよ。値段ではないです。

だから、一番からそこら辺の、後から増額とか、そういうことではなくて、その増額せなんのは、だから設計にミスはなかったのか、一番から1,000万円なら1,000万円でいいですよ。それを900万円でして、追加で増額の100万円にするなら、結局一緒になります。だから現場のそこはちゃんと設計業者に、設計業者もただじゃないんですから、高いんです。設計料を取るでしょう。だから設計業者にも、もちっと責任持って、何か出たら、あたたちもちっとは被ってくださいよと、そこら辺をもって取り組んでくれということですよ。全部町外にやれ、全部町内にやれじゃないんで、町内でしきらんなら町外にも流しま

すよと。それは建設の組合なり何なりに相談して、一番から相談もせずにやれという意味ではありません。相談して、おたくたちがしきらんなら、私たちは平成30年度までにはせなんから、だからこうやりますよということを堂々と言ってしていけば、結局は必要ないんじゃないですか。

○副町長（本田安洋君） それは、この前から沖議員が、それは町外業者にもそれはやったがいいんではないか。そうすることによって早く終わるからということをおっしゃっていましたが、それは私もちゃんと建設業界、業者にも言っているつもりです。そして今は必ず、それはもう来年の3月31日までには終わってくださいよ。それでないともう事故繰越はできないんですよということまではっきり申し上げて、それは「わかりました」という形の中で計画しながらやっておりますので、どうか御理解いただきたいと思います。

○11番（沖 徹信君） ですから、入札のときに工期も決まって、入札の金額は会社が決めるわけですよ。工期はこっちです、執行部が決めているかもしれませんが。そういう中で、「はい、それでいいです」と言うて業者は取るわけですから、自分のところはしきらんなら、下請にやっどでけんということはないわけでしょう。工期内に終わるためには、その会社が、自分が取った仕事に対しては責任持って仕事をしてもらえればいいわけですから。そういうためにも、設計は設計としての責任、行政は行政としての責任、入札で取ったところは会社の責任を各社が譲り合ってちゃんとすれば工期内に終わるはずなんですよ。だから、言っているんです。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○6番（田上 忍君） こういった変更計画が出てきていますけれども、こういった変更計画とかを出される時期というか、タイミングというのはどういうふうに考えていますか。精査してもらいたいんですが。

○建設課長（野口壮一君） タイミング的には、いわゆるこういう設計協議を経た後に、積算業務に入りますので、この積算業務ができ上がった時点で、この議案として提出をさせていただきます。

この前の7月議会、先ほども議員からありましたように、その点については、本当に執行部も職員も反省をしております。

○6番（田上 忍君） （1）も（2）も過去形で書いてありましたね。もうこのように対策を講じたと、文書にです。結局はもう終わっているのかなと、私は意識したんですが、そ

して特に3番の解体ですよ。解体というのは、もう5月に終わっていますよね。違いましたか。

○建設課長（野口壮一君） 実際、現場はそのぐらいの時期に終わっていたと思います。ここが、中原団地の解体するところが平成元年に完成した町営住宅であります。書庫に探しにいて、図面はどうか見つけ出したんですけど、数量計算はなかなかなかったということで、図面から数量を拾い出し、図面でもわからないところは現地に行ったりして、解体前に計測をしている。それをもとに積算をやってくるんですけど、うちに建築関係の職員がいないということで、その辺見積もりを取ったり標準の建築の歩掛かりを探してきたりということで、時間を要してしまったということで、額的には最近ようやく出たということで、今回提案ということになっております。

○6番（田上 忍君） それと、解体は5月に終わって、金額が出てきたのは最近ということですか。

○建設課長（野口壮一君） 実際、積み上がったのが最近であります。やっぱり職員がほかの工事現場に行ったり立ち会いに行ったり、苦情があれば苦情対応をしたり、それから次のまた工事の発注事務とか、その間を縫ったところで積算をしておりますので、そのような時間を要したことについては、御理解をいただきたいと思います。

○6番（田上 忍君） 実際にどこまで調べてやらなきゃいけないのか、私はわかりませんが、普通に考えたら解体して、そういうのをあちこち持って行って、処分して、それで金額というのは出てくるのではないかなど、私は思うんですけど。どうして、そうやって図面をもう1回全部引っ張り直して、それを積算していくって、何を積算するのかよくわかりませんが、解体について。

○建設課長（野口壮一君） 今回の解体については、この工事の設計書の中で変更していくと。平成30年3月12日に県の建築課との協議を経て、この工事の設計書の中に見ていいよということがもらっています。要は、この分の費用についても、会計検査の対象になります。ちゃんと積み上げをしたところで、その価格に応じたところで価格を算出していくというのが、ここで求められていくというものになります。

○6番（田上 忍君） すると、ほかの解体とは、ここの部分だけは違うということの意味ですか。

○建設課長（野口壮一君） ほかの解体だけの工事というときも、内部は一緒にはなるんです

けど、土木と建築は経費が若干違ってくるといものになります。

○6番(田上 忍君) では改まって、もう1つ別件で、先ほど平成30年度で全部解体してしまうということを言われました。たしか当初予算のときに言われたのは、平成30年度までは全部はできませんと、残りたしか8棟か9棟は残るよということを言われました。これって、議会で答えられたことを執行部は変更しているわけですか。変更というか、要は議会には全然報告なしに、いつの間にかもう全部全戸解体と、平成30年度やりますよと。執行部としては決まってしまうている。議会に報告というのは、そういうのはないんですか。副町長、どう思われますか。

○建設課長(野口壮一君) この平成30年度予算の中での中原団地について、確認をさせていただきたいと思います。

○6番(田上 忍君) 今のはこの1つの案件ですけれどもね、ほかにもたくさんあると思うんですよ。議会でそうやってちゃんと執行部が答弁した内容が、途中で変わってしまったと、そういうものは議会での報告はされるんですよ。今回思ったんですよ、何でいつの間にか、私たちは中原団地の方とか、いろんな方から聞かれて、「あそこの解体はいつ現場は行うか」と聞かれて、「いや、議会では30年度には何棟解体されて、残りがこれだけ残ります」と言って、来年度以後持ち越ししましょうと私たちは答えているわけです。それがいつの間にか執行部は全部を今年解体すると決まっている。いつ我々に報告してくれるのかなと。

副町長、こういうことをどう考えられますか。

○議長(田端幸治君) 今1つは、そのことに対する確認をしようとしてでしょう。しばらく待ってください。

田上議員、要件は全く違うということですか。間違いはないですか。

○6番(田上 忍君) はい、当初予算のときには残ると、平成30年度には全部はできませんと報告があっているんです。

○議長(田端幸治君) それでは、確認をいたしますので、暫時休憩をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時47分 休憩

午後3時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（田端幸治君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

田上議員から質疑がありました点につきまして、答弁をお願いいたします。

○建設課長（野口壮一君） 先ほど中原団地の解体の件につきまして、平成30年度のを確認しましたところ、平成30年度の予算で11戸、それから平成29年度の繰り越しが10戸、ですので21戸が予算、平成30年度内での執行になります。しかし、今回工事で4戸を既にこの工事で解体しますので、平成30年度中に2戸だけが残ってしまうという形になります。

○6番（田上 忍君） 結果はわかりました。だから、そういう報告を議会に対して全然やってないんです。だから、そういう報告はどこでやるんですか。

町長、こういったこと、どう思われますか。だから、勝手に執行部がもう予算があるけん勝手に全部今年しますと、そしてしまいましたとなるんでしょ。そういう報告はどこでするんですか。

○町長（藤木正幸君） 執行部において協議の中で執り行っていくとっております。今2戸が残っております。だからどうしても今年度中にどうにかこの2戸を倒して、中原団地から本年度内に安心・安全な地域にしたいとなれば、その予算をどこからか持ってくると。今、ほかの町営住宅を倒す予算があって、その2戸をほかの町営住宅を倒さずにこっちに回そうとか、そういったものは内部で協議しながら、よりよい方向にするということで、そういったものが、最終的には決算議会で出てきますので、そういったときに説明したいと思っております。

○6番（田上 忍君） いや、決算議会では遅いですよ。我々は住民の人からいつも聞かれるわけですから。我々は、それはもう予算がないから何棟か残るとですよと、ずっと今まで言ってきているわけですよ。決算議会はいつですか。来年でしょう。終わってしまってから、もうみんな全部終わってしまってから聞いたって意味ないじゃないですか。だから、いつ議会に報告するんですかということです。

○町長（藤木正幸君） できる限りのことは伝えていきたいと思っておりますけれども、何か御疑問があったら、担当課、担当係、そして私にお尋ねいただきたいと思っております。

○建設課長（野口壮一君） このような災害に係る議会の情報を提供する場として、議会でも災害支援特別委員会というのを設けてありますので、その辺は定期的にかかれた時点で報告をしていきたいと思っております。

○6番（田上 忍君） ぜひそういう場を設けて、そういう場があるわけだから、そういうの

を活用して早目に報告を、これからお願いしたいと思います。

○建設課長（野口壮一君） 沖議員から質問があっていました、どのぐらいの増額があるのかということで、これは平成29年度の件数で行っております。平成29年度の発注件数が193件で、40億8,892万9,108円です。これが193件の発注額になります。

それから、変更で幾ら見ているのかということで、トータルですので27億6,197万86円です。当初の8掛に対して、約7割の合計ででき上がることとなります。しかし、先ほども言いましたように、設計変更で見ているもの、悪いものというのは、カードからは識別をして、認めているという額がこの結果になっています。

○11番（沖 徹信君） 193カ所とっていいのか、現場というのか、そこら辺で40億8,000万円、それから増額したのは何件で27億円なんですか。

○建設課長（野口壮一君） 増額については92カ所になります。

○11番（沖 徹信君） 入札が93戸じゃないの。

○建設課長（野口壮一君） 発注は193です。

○11番（沖 徹信君） 193だろう。そして増額が。

○建設課長（野口壮一君） 増額分は92件です。

○11番（沖 徹信君） 異常と思いませんか。約半数増ですよ。1割程度ならわかりますよ。

どがん忙しかといっても、「わあ、そんならいは」と思うんですよ。約半数の27億円ですよ。工事が41億円にしても半分以上の金額が増額が出ていると。この結果というか、この27億円に対してどう思われますか。

○建設課長（野口壮一君） 今回出しているがけ事業とか大規模盛土事業関係の、やはり施工残単価というのはかなり高いものになります。その辺で何回か答弁させていただいているように、いわゆるボーリングデータあたりでの想定ができなかったものに対する、金額としては、やはり変更金額を、その意味で高くなってきているというものだと思います。

○11番（沖 徹信君） 設計金額の高い安いじゃないんですよ。半数以上で27億円の増額補正をするということは、27億円余計に払うということですよ。税金の無駄遣いですよ。担当課としてどう思われますか。仕方ないことだと思われますか、どう思われますか。

○建設課長（野口壮一君） この増額ということは、高いのは認識をしています。しかし、やはり設計で見られないものが担当課としても見てきてないという状況の中で、先ほども言いましたように設計変更協議が上がってきた部分の変更額というのは、やはり見ていかな

ければならないというものもありますので、今のも結果ということしか述べられないような状態にあります。

○11番（沖 徹信君） それでは、27億円あるということは、このことは議会にかけなければならなかったということで、何件か、かけてありますけれども、議会にかけなかったのも大分あるわけでしょう。議会にかけなければならなかったけれどもかけていないというのが大分あるわけですよ。27億円という金額だったら。

○建設課長（野口壮一君） すみません、今、そこら辺をはじいてきております。今言われたように、議会にかかっていない部分の変更額も出ているわけです。27億円という数字で、もう1回確かめさせてもらいたいと思います。

○11番（沖 徹信君） 大体、今までかかったのは1割前後の増額なんですよ。それで、4億円とか2億7,000万円で済んでいるというなら、「ああ、そうか」とわかるわけですよ。27億円なんて、入札価格の半分、それ以上ですよ。こんなにべらぼうな数字があるはずがないと私は思いますけどね。

○議長（田端幸治君） 藤木町長、この件については、再度きちっと確認をして、後ほど。

○町長（藤木正幸君） 今議長から言われたように、はっきりとした数字がなかなか大量の情報の中から探しまして、はっきりした情報がわかり次第お知らせしたいと思っております。

○議長（田端幸治君） 議案第45号に関して、何か質疑はございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第45号、「工事請負変更契約の締結について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第46号 工事請負契約の締結について

○議長（田端幸治君） 日程第7、議案第46号、「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第46号、工事請負契約の締結について。町道小坂線（秋只橋）橋梁災害復旧工事について、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君） それでは、議案書の8ページ、議案第46号の内容について、少し説明を行いたいと思います。

まず、工事名です。町道小坂線（秋只橋）橋梁災害復旧工事であります。

工事理由につきましては、地震により橋梁が被災をしております。通行の支障となることから橋梁の災害復旧工事により復旧を行うものであります。

工事場所につきましては、大字小坂地内となります。

契約金額が9,309万6,000円、契約の相手方につきましては、熊本市東区、株式会社アイエスティー。

○議長（田端幸治君） これをもって提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありますか。

○6番（田上 忍君） 確認させてください。これは、工期でいくと平成31年3月29日となっておりますが、実際これ・・・でよろしいんですか。

○建設課長（野口壮一君） 今秋只橋をかなり通行規制をかけて、地元にも迷惑をかけております。少なくとも3月29日までに完成を目指しております。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第46号、「工事請負契約の締結について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 陳情第2号 国道443号線妙見坂トンネルについて

○議長（田端幸治君） 日程第8、陳情第2号、陳情書「国道443号線妙見坂トンネルについて」を議題とします。

塚本産業厚生常任委員長の報告を求めます。

○産業厚生常任副委員長（福永 啓君） 塚本委員長の指名により、副委員長が代理報告いたします。

陳情第2号、国道443号線妙見坂トンネルについて。平成30年7月24日、午前9時30分より審議会室において産業厚生常任委員6名、執行部から野口建設課長、兼田維持管理係長の2名が出席し、兼田維持管理係長を書記に指名し審議を行いました。

初めに、事務局から陳情第2号、陳情書の朗読と執行部から国道443号線妙見坂トンネル内照度について、野口建設課長から管理主体である上益城地域振興局維持管理調整係の確認のもとに現状の説明を受けました。引き続き陳情者から現状及び陳情の趣旨を聞きました。その後に現地調査を行いました。

現地では、実際にトンネル内を端から端まで歩いて、照明器具の設置数や点灯調整等の状況確認を行いました。現地確認の後、再度議会審議会室において各委員より意見を求めました。

意見として、6月20日及び7月4日に管理者において照度調査が行われ、一部において照度不足が確認され、その照明の改修時期は、53基ある照明器具の全点灯はできないのか。点灯の設置数は電気料金と関係があるのか。視界の問題が原因ではないか。中心部の照明器具設置基数が少ないのではないか。LEDを設置されているが、仕様はどのようなものか。白線などで車道と歩道の区別をつけてほしい。トンネル内の通学路として許可しているのか。その通学形態は。粉塵が歩道に堆積しているので、対策、清掃をお願いしたい、などが意見として出ました。

審議の結果、国道443号線妙見坂トンネルについての陳情書につきましては、別途町に対する要望書を付した上で採択すべきものと決しました。本議会においても、委員長報告

どおり、御承認いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

なお、陳情第2号についての要望書を読み上げます。

国道443号線妙見坂トンネルについては通学路であるとともに、町民生活に密着した生活道路、幹線道路であることから、下記のとおり要望します。

管理者である熊本県と十分な協議を行いながら、熊本県に対し照度不足対策、通学路安全対策等必要な対策をとるよう要望を行うとともに、町としてもできる対策を検討し、できることから実行していくこと。

○議長（田端幸治君） 質疑を行います。質疑はありますか。

○6番（田上 忍君） 確認だけさせてください。委員長ではなくて、教育委員会についてお聞きしたいんですが。

先ほどの答弁の中で、中原団地から、ここは通学路に使っている・・・。

○議長（田端幸治君） 田上議員、福永議員が報告をしておりますので、質疑に関しましては福永議員に質疑をお願いいたします。

○6番（田上 忍君） はい、わかりました。

先ほどの教育長の答弁では、中原団地から歩いて子どもたちは通学しているということでありました。ということで、保護者が車で送迎しているわけではないし、そして我々が見たときもとても照度が暗かったということがあります。委員長としては、教育委員会に対して質疑はされましたか、どう思うか。そして、実際に通られたかどうか、その辺です。

○産業厚生常任副委員長（福永 啓君） 既に前回の委員会において、そのような質問をしてはおります。それに対する回答はまだいただいておりません。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第2号、陳情書「国道443号線妙見坂トンネルについて」件を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、町に対する要望書を付した上で採択すべきものと決しました。本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は委員長報告のとおり採択と決定されました。

これで、平成30年度第5回御船町議会定例会8月会議の議事日程はすべて終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合によりこの後再開する定例会まで休会にしたいと思います。これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 異議なしと認めます。

よって、次回再開する定例会まで休会にします。

これをもちまして、平成30年度第5回御船町議会定例会8月会議を終了します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時37分 休 会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

御船町議会議長

御船町議会議員

御船町議会議員